

## 令和 4 年度 守山市立図書館運営方針および活動計画

### 1 図書館の役割

図書館は、市民の「知る権利」を保障し、生涯にわたり学びを支えることで人々が豊かに幸せに暮らせるようになることを目的として設置されています。少子高齢化・高度情報化・国際化が進展する社会情勢のなかで、情報センターとして多種多様な資料を提供することで、自ら考え判断し行動する市民を育てること、生涯学習施設として学び続けながら生きがいを持って自己実現ができることを促進することを使命としています。

これらの役割を果たし、将来に渡って市民に豊かな読書環境、文化環境を提供するために、平成 27 年 3 月に策定された『守山市立図書館整備基本計画書』を基本に新図書館の運営方針を定めます。

### 2 運営方針

「本と人が出会い、人と人がつながる知の広場」をめざして運営をしていきます。

図書館は市民と本との出会いを生み出す場となり、本を通して人と人がつながる場となります。市民が求める情報を的確に提供し、また、来館した人が読みたくなるような本に出会うことができるように、多種多様な資料を集め、知的好奇心を刺激するようなコーナーを作り、本を見せる工夫をしていきます。

また、同じ課題を持っている人達がつながり発展していく機会を作るためにいろいろな働きかけをしていきます。そうして市民が集い、高めあい、つながる知の広場（図書館）をめざします。

新図書館は、「本の森」をイメージして作られています。知の宝庫である本に囲まれた空間で、新しい発見に心をときめかせたり、古の文化を知ることによって現在の自分を再認識することができるような本との出会いがあり、子どもたちには学校、家庭以外にも安らぎを感じられる居場所として、本の森を冒険し心豊かに成長してもらえるようにしていきます。

今後は、さらに読書を通して豊かな生活、人生を送ることができるよう、市民の皆さまがより広く深く読書に関わることができる「読書日本一のまちづくり」に取り組みます。

### 3 運営方針を実現するための 3 つの柱

#### (1) 本と出会い、心豊かに過ごせる図書館

子どもからお年寄りまでが自分の読みたい本と出会い、ゆったりと本が読めるように環境を整備していくとともに、司書がカウンターからフロアに出て本の案内人と

なります。なお、求める本（資料）を必ず届けることができるように自館にない本（資料）は他の図書館および関係機関と連携し提供します。

## **(2) 多くの人が集い地域の活力となる図書館**

市民の学習意欲を喚起し、講座、講演会、演奏会、展覧会、読書および研究会など、様々な文化芸術活動が市民によって盛んに展開されるように、図書館利用団体および図書館サポート隊などと連携し、多くの市民の方が利用される施設をめざします。

## **(3) 人と人がつながる図書館**

職員が地域に出向き関係機関と連携することで課題を見つけ、その解決を促すような資料を提供し、サービスを展開させることで同じ課題を持っている人と人とのつながりができ、知の広場となるような働きかけをしていきます。

なお、児童サービスに力を入れ、子どもたちの言葉を育て、コミュニケーション能力を高め、想像力を養うために小さな頃から親子で絵本とふれあい、発達段階に応じた絵本を読み聞かせてもらえる環境を作り、また、生きる力を育てるために、小・中学生の頃から読書の習慣を身に付けてもらえるように学校と連携して事業を実施します。

# **4 令和4年度活動計画の重点事業**

## **(1) 読書日本一に向けた取り組み**

- ・守山みらい懇談会提言書に「読書日本一のまちづくり」が掲げられました。本が好きと言える市民であふれ、より広く深く読書に関わることができる「読書日本一のまちづくり」に取り組みます。
- ・「第5次守山市総合計画基本計画」に掲げた施策内容に基づき、数値指標の実現をめざしていきます。

### **ア 図書館を中心とした読書活動の推進**

市民に本や読書の楽しさを知っていただくことを目的に、専門分野講座や児童図書研究講座等の講演会を開催します。また、子ども読書活動推進計画の実現に向け取り組みを進めます。図書館サポート隊との連携・協働においては、他のサポート隊との交流や情報交換などを通して横のつながりも深まるよう取り組みを進めます。

- ・子ども読書活動推進計画の実現
- ・本や読書の楽しさを市民に知っていただく講座、講演会等の開催
- ・図書館サポート隊との協働による読書活動の推進
- ・他機関との連携による読書活動の推進

### **イ 図書館機能の充実**

市民の多種多様なニーズに応えることができる豊富で魅力的な蔵書を構築し、本との出会いやきっかけづくりにつとめます。また、本が手に取りやすく、読みやす

い読書環境を作るため、学校図書館の機能充実や北部図書機能の整備に取り組んでいきます。

- ・多種多様な資料、豊富で魅力的な蔵書の構築（選書能力の向上、除籍の推進等）
- ・適切な蔵書目標の設定
- ・学校図書館機能の充実
- ・北部図書機能の整備

## ウ ICTを活用した新しい読書生活の推進

新型コロナウイルス感染症対策による新しい生活様式の中、ICTを活用したおはなし会や行事、本の紹介、施設利用のオンライン化等を促進します。また、ICTを活用し未利用者への働きかけと発信力の強化に努めます。

- ・ホームページを活用した読書案内の促進
- ・コロナ感染状況により Zoom によるおはなし会や講演会等の館内中継、おはなし会録画DVDの貸出等
- ・図書館見学用DVDの利用促進
- ・ホームページ、Instagram等による図書館未利用者への周知、働きかけ

### 「第5次守山市総合計画基本計画」における数値指標

○市民1人あたり貸出冊数（年間貸出冊数÷守山市人口）

令和7年度 16.0冊（令和2年度 11.1冊 令和元年度 11.9冊）

○守山市の人口に占める図書館を利用した市民の比率

（年間実利用者数÷守山市人口）

令和7年度 50% 42,000人

（令和2年度 17.7% 14,967人 令和元年度 21.9% 18,325人）

## (2) 北部図書機能の整備

現図書館より遠隔地である北部地域の読書環境を整備するとともに、乳幼児から高齢者までの皆が集い、地域全体の活性化と住民交流に寄与できる施設となるよう、令和5年度のオープンをめざし準備を進めてまいります。

北部図書機能は、図書館法に規定する図書館として整備し、同法に定める「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」とします。

とりわけ、北部地域の乳幼児とその保護者ならびに高齢者に多く利用していただく施設として、本との出会いや読書のきっかけづくり、本を手に取りやすく読書に親しんでいただける環境づくりに取り組みます。